

速記録

平成26年度 淀川水系流域委員会 専門家委員会（第1回）

日 時 平成26年 12月10日（水）

午後 3時 0分 開会

午後 5時 15分 閉会

場 所 大阪府立男女共同参画・青少年センター ドーンセンター
5階 特別会議室

[午後 3時 0分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川計画課課長補佐 成宮）

それでは、定刻となりましたので、これより平成26年度淀川水系流域委員会専門家委員会第1回を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の成宮でございます。よろしくお願いたします。

本日のご出席の委員でございますが、全員9名中、現在6名がご出席されています。定足数に達していますので、委員会として成立していますことをご報告いたします。

なお、大久保委員におかれましては、後ほど遅れてご出席ということでお伺いしております。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。まず配付資料ですが、お手元に配付資料リストをお配りしてございまして、そこに記載しております合計9点の資料でございます。不足資料等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしゅうございますでしょうか。

参考資料-1につきましては「一般からのご意見」でございまして、流域委員会宛てで郵送があったものでございます。本資料につきましては近畿地方整備局のホームページでも公開しておりますが、流域委員会宛てのご意見でありましたので、参考資料として配付させていただいております。今後も、こういったご意見の送付があった場合は、委員会でアナウンスさせていただくとともにホームページで公開し、ご紹介させていただきます。委員各位におかれましては、委員会でご意見を述べられる際の参考にしていただければと考えております。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、近畿地方整備局のホームページや郵送で受け付けをしておりますので、ご活用ください。

携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。

会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合は、傍聴をお断りしたり退室をお願いしたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

報道関係の方のカメラ撮りは、これまでとさせていただきます。

以上、円滑な審議の推進にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。中川委員長、よろしくお願いいたします。

○中川委員長

皆さん、こんにちは。どうもご無沙汰でございます。時間も限られておりますので、早速ですが、議事に入りたいと思います。

2. 議事

1) 今年度の淀川水系流域委員会の進め方について

○中川委員長

それでは、議事の1)「今年度の淀川水系流域委員会の進め方について」、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

整備局河川調査官の笠井でございます。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、本日はご出席いただきましてありがとうございます。

淀川水系流域委員会専門家委員会の本年度第1回目ということでございますので、お手元の資料－1「平成26年度淀川水系流域委員会の進め方について(案)」、これを用いまして今年度の進め方について説明をさせていただきたいと思っております。資料の方、よろしいでしょうか。右肩に四角囲いで資料－1と書いた一枚もののパワーポイント。座って説明をさせていただきます。

本年度事業等の進捗点検ということで、対象河川については、淀川水系の中で桂川・猪名川とさせていただきたいと考えております。8月27日には、現地視察ということで出席可能な委員の皆様、両委員会合同の形で現場視察をさせていただいております。そして、今日が第1回の委員会ということで、今ご説明させていただいている今年度の委員会の進め方の他に、前年度、淀川・宇治川・瀬田川を対象にした審議の中で指摘をいただきました指摘事項の対応方針について、まず説明をさせていただきます。

それから、平成25年の台風18号災害対応の状況ということで、前年度の最後の委員会
のときに、昨年発生した台風18号の災害の状況等について少しお話をさせていただきました
けれども、この災害を踏まえて、特に桂川等において今、事業を前倒しして進めるとい
う方向になっておりまして、その状況も含めて説明をさせていただきたいと思います。

さらに、桂川の進捗点検【治水】ということで、本日の第1回委員会はこちらまでご審
議をいただきたいということでございます。

それから、次回以降第2回と第3回の委員会でございますけれども、第2回の委員会
では桂川の進捗点検ということで、人と川とのつながり、それから河川環境・利用・維持
管理について。第3回の委員会では桂川の進捗点検ということで、そのうちの利水の部分。
それから、猪名川の進捗点検ということで、治水・人と川とのつながり以下、全目的につ
いてです。それから、最後に全体として進捗点検結果の意見取りまとめという形とさせて
いただきたいと考えてございます。

説明の方は以上でございます。

○中川委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、平成26年度淀川水系流域委員会の進め方についてご説明いた
されました。何かご質問、コメント、ございませんか。

第3回の委員会、猪名川、これは一気にやってしまうんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 笠井）

はい。

○中川委員長

時間的に大丈夫ですか。それは桂川も含まれていますよね。利水。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

利水の方、両方共通するということで、あえて桂川の利水を3回に、あとは猪名川の全
部ということでやらせていただきたいと。ボリュームとしては大丈夫なのではないかなと
いうふうに、管理者側の方では考えておりますけれども。審議の状況を見てそこは臨機応
変にと思っておりますが、基本的にはそのように考えてございます。

○中川委員長

余り無理しないようにしてくださいね。委員会の回数を減らすというのが目的化してし
まうと余りよろしくないのです。そっちの方はね。中身をしっかりと審議する、議論すると

いうことの方が大事でございますので。

何か他ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいま説明していただきました議事の1)につきましては、これで終わりたいと思います。

2) 前年度指摘事項の対応方針について

○中川委員長

それでは、引き続き2)の「前年度指摘事項の対応方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川計画課長 奥野）

河川計画課長の奥野と申します。お手元のA3の資料ー2という横の資料をご覧くださいければと思います。座って説明をさせていただきます。

こちらは前年度の流域委員会の中でいただきました主な意見をまとめたものになります。左の方から、地域委員会でいただいた意見、その次のところに専門家委員会、こちらは前年度の委員会でいただいた意見。その次に、「取り組み状況及び平成25年度報告書への反映」というところがありまして、これはいただいた意見を反映できたものについて、こちらに記載させていただいております。最後、一番右の列ですけれども、「今後の対応方針」ということで、意見はいただきましたが少しデータ等がまだ集まっていないところもありますので、そうしたところを今後の対応方針としてまとめさせていただいております。あと、項目としまして、ダイヤのマークで書いています危機管理分野ですとか治水、人と川とのつながりといったように、横の行で、それぞれのいただいた意見を項目に分けて紹介させていただいております。

では、少し時間も限られておりますので、いただいた意見を一部抜粋しながら反映状況を説明させていただきます。よろしく申し上げます。

まずは危機管理分野の⑤番ですけれども、水害協における関係自治体との連携内容については、実効性が評価できるように、専門知識の提供、普及啓発等の具体策を記載していただきたいというご意見がございました。こちらにつきましては、取り組み状況及び報告書への反映の⑤番、首長会議、ワーキンググループ、地域住民・自治体職員の防災意識向上を目的とした講演会・研修会を実施し、水害に対する備えについて情報提供を行ってお

り、「水位予測情報の活用の手引き(案)」の作成、住民の適切な避難に向けた「取組のポイント集(案)」の作成、「マイ防災マップの作成手順書(案)」の作成等のさまざま活動を実施していますということをお手元にあります報告書200ページに記載させていただいております。

続きまして治水のページですけれども、⑤番、高規格堤防に関して、区間設定の考え方を可能な形で示せないかというご意見をいただきました。こちらにつきましても、報告書への反映の⑤番ですけれども、高規格堤防に関して、区間の考え方の根拠となる堤内地の情報に記載しましたということで、228ページにその旨を記載しております。

続きまして、人と川とのつながりの②番ですけれども、河川レンジャーは人数だけでなく、メンバーの更新など構成の多様化も評価に値するというご意見をいただきました。こちらにつきましても報告書への反映の方で②番、河川レンジャー代表者会議において「淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領」改正の審議・決定を行い、特に、大学生等若い世代が若干名でのグループ単位で活動を行う「グループ河川レンジャー制度(Gレンジャー)」を、正式に河川レンジャーとして位置づけるなどの多様な構成としていることを記載しましたということで、こちらは16ページに記載しております。

続きまして、裏のページですけれども河川環境の⑦番をご覧ください。保全利用委員会の中で、いかに川らしい自然環境の保全・再生に向けた審議がなされたかを評価してはどうかという意見をいただきました。こちらにつきましても、報告書への反映の⑦番ですけれども、保全利用委員会の中で、川らしい自然環境の保全・再生に向けて委員からいただいたご意見を記載しましたということで、ページで言いますと175ページと280ページに、その旨記載しております。

続きまして利水のページですけれども、こちら②番です。2つの点検項目、こちらは前回の資料で利水のところの項目が2つございまして、「環境に配慮した効率的な水利用の促進」という項目と、「渇水への備えの強化」という2つの点検項目がございましたが、その中に「水需要の抑制の実施状況」という同じ観点が書かれているが、点検項目の6番目までは水をどのように適切に配分していくかという観点で、これを主に検討していく指標が適切であると思う。7番、8番目の項目は、「渇水への備えの強化」という意味では水需要の抑制が生きていくと思うというご意見をいただきました。こちらにつきましては、報告書への反映の②番でございます。3、4という項目がありまして、こちらの「水需要抑制の実施状況」は、河川の豊かな流れを回復するための取り組みであり、7番、

8番の「水需要抑制の実施状況」は、渇水への備えとしての取り組みであることから内容が異なります。したがって、点検内容に変わりはありませんが、適切な表現とするために、3、4の観点の【水需要抑制の実施状況】の指標というのを【効率的な水利用のための検討内容】(案)、こちらが263ページですけれども、と変更しまして、7の観点を【渇水調整の円滑化への取り組み】(案)、こちらは269ページですけれども、とした上で、指標を渇水対策会議の機能拡大、内容・ヒアリング回数、とすることにしましたということで、少し分かりにくい記載がありましたので分かりやすい記載に変更させていただきました。

続きまして利用の④番ですけれども、ダム周辺の施設整備は利便性向上が目的だと思いが、結果的に環境にも貢献しているという評価につなげてはどうかというご意見をいただきました。こちらにつきましては、対応方針の④番ですけれども、平成25年度に事例がなく、記載がない状態ですが、今後ダム周辺の施設整備が行われた際は、環境への貢献を評価につなげられるように工夫しますということで、対応方針に記載させていただいております。

続きまして維持管理ですけれども、②番、構造物のメンテナンスは社会問題にもなっており、点検を委託されているという現実もあり、点検の精度の確保という観点から点検結果の点検の工夫をしているなら記載すべきというご意見がございました。こちらにつきましては、報告書への反映の②番ですけれども、職員みずから点検も行うことで、委託業務の点検結果についても確認、把握をしているところであり、その旨を記載しましたというところと、一番右の今後の対応方針ですけれども、引き続き構造物のメンテナンスは委託を実施していくこととしますが、点検精度の確保について、全国的な動きを踏まえつつ適切に対応していくこととしておりますとまとめさせていただいております。

全体ですけれども、③番、平成25年度分の点検では、台風18号前後の状況を比較することにより、平成24年度に実施した取り組みに対する評価が可能となるというご意見をいただいております。こちらにつきましては、今後の対応方針の③番ですけれども、平成25年18号台風は河川環境に多大なインパクトを与えていると考えられるため、その反応(レスポンス)については、今後各事業で実施するモニタリング調査等で注意深く実施していくこととしておりますとまとめさせていただいております。

続きまして、さらに次のページですけれども、こちらにつきましては危機管理分野の③番、アンケート調査はモニタリングの一種であり、アンケートを実施するだけでなく、そのデータを分析していくことが大事というご意見をいただきました。こちらにつきましては、今後の対応方針の③番ですけれども、アンケートにより実態を把握して、アンケート調

査結果を分析する仕組みを検討していきますということで記載させていただいております。

続きまして治水の②番ですけれども、土砂対策については、モニタリング結果を用いて総合土砂管理計画を立案していくことが必要であり、総合土砂管理委員会で議論すべき事項であると考えられているというご意見をいただきました。こちらについても、今後の対応方針としまして②番ですが、今後、総合土砂管理計画立案に向けて、淀川水系総合土砂管理検討委員会で検討していきますとまとめさせていただいております。

続きまして、人と川とのつながりの⑩番です。河川施設を公開するというのはとても大事なことです。工事現場等をなるべく多くの方に見ていただくような仕組みを積極的に作るということは大事だと思われているというご意見をいただきました。こちらにつきましては、報告書への反映の⑩番ですけれども、近畿地方整備局では「魅せる現場」として、一般の方を対象に立ち入りを制限している工事現場等の見学を行っており、瀬田川洗堰等の現場見学会を実施したことを記載しましたということです。

続きまして河川環境の④番、外来種対策は、陸域や府県管理の支川と一体的にやらないと効果的な事業にはなりにくいため、府県との協働体制ができているかという観点が必要であるというご意見ですけれども、こちらにつきましては今後の対応方針④番で、連続する水域、陸域については、一体となった対策が重要と考えており、今後検討していきます。また、外来種駆除については、城北ワンドのように地域と連携・協働していくことも大切であり、地域と連携・協働していく方策は今後の検討課題としていきますということでまとめさせていただいております。

最後のページですけれども、利水の②番ですが、水需要は抑制しなくても自然に下降しているのが現状である。水道事業者は、既に水需要が下降するとの予測を出しており、むしろ今後の経営維持のために水利用を促進する取り組みを始めている。河川整備計画策定時の水需要抑制との考え方は、そろそろ古いのではないかと。点検結果に「連携し、節水協力等の広報・啓発の実施」とあるが、水道事業者は賛同しないと思う。場合によっては、国交省と水道事業者のメッセージが逆になり、市民が混乱してしまう。水需要の抑制・節水一辺倒ではなく、今後期待できる水資源の量・変動と将来の水需要を踏まえて、周辺自治体と連携して必要なメッセージを検討すべきというご意見をいただきました。

こちらにつきましては、今後の対応方針としまして②番、平成26年度の進捗点検においては会議の設置を記載します。水需要の抑制については、河川の豊かな流れを回復する趣旨で取り組んでいるものですので、利水者会議等の機会を通じて、水道事業者との意思

疎通に努めますとまとめさせていただいております。

利用の⑤番ですけれども、宇治・伏見では、京阪電車に自転車を乗せてもらうとか、分かりやすい自転車マップの作成などの取り組みがあるので、そういうのと連携できればいいのではないかというご意見をいただきました。こちらにつきましては対応方針⑤番で、地域のさまざまな取り組みについて、流域の関係機関と連携して、その収集方法を検討していきますとまとめさせていただいております。

最後、維持管理です。④番、河道内の樹林化により伐採した樹木のバイオマスなどは、将来的に商業化の資源として検討していくことが必要であるというご意見ですけれども、こちらにつきましても今後の対応方針の④番、伐採した樹木については無料配布を行っていますが、将来的な商業化については今後の検討課題としていきますということとまとめさせていただきました。

以上です。

○中川委員長

はい、どうもありがとうございます。ただいま、事務局から前年度にご指摘をいただいた事項の対応方針について、会議でも少なからず回答をいただいているんですけども、それをまとめていただいたということとございます。一通り説明をいただいたので、何か質問やコメント等ございましたら、お願いいたします。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

最後のページ、利水のところで、専門家の意見②について、これは私が申し上げていました。水需要について、水道事業者の視点から、生活用水のことを主に言っていました。それに加えて⑤番ですね、これは立川先生のご発言で、温暖化の影響という視点からコメントされていたこととです。これらについての対応方針を書かれていますが、これらの意見に対する考え方を、もう1回整理させていただきます。

日本では、今年は、後でも出てきますが、水害を受けたという印象が非常に強いです。しかし、これは気候変動の中で起きていることなので、水害とは逆の大きな渇水という事象も起き得るということを念頭に置いておく必要があります。ご承知のように、気候変動に伴って降水量自体は、我が国ではだんだん減っていく傾向にあり、かつ、その変動も大きくなっていっています。洪水も起きるし渇水も起きるという、そういう状況かと思えます。

そういう中であって、琵琶湖・淀川水系や桂川流域において、将来的に期待できる水資源の量と、そしてその変動、これを見積もっておく必要がまずあるだろうと思います。そのあたりを立川先生が、まず言い掛けられたことだったと思います。

それに対して、私は②で生活用水のことだけを言っていました、それに加えて、工業用水があり、量的に多いものとして農業用水があります。それらの将来の水需要の見通しを把握する必要があるでしょう。その両者、すなわち、期待できる水資源の量と、将来その流域に必要な水需要の量、これを比べて利水の安全度を評価する、そういう考え方になるだろうと思います。

それに基づいて、対応方針に書かれている水需要の抑制策について、今後どれくらいの強さで進めるべきか。あるいは、水需要の抑制はもう気にしなくてよいかどうか。それを判断していく、そういう考え方になると思います。今まで出された断片的な意見をまとめてさせていただくと、そのようにになると思いますので、付け加えさせていただきました。

○中川委員長

ただいま伊藤委員がおっしゃったことも、どうでしょう、この専門家委員会の意見の中に入れていただいた方が、どうなんでしょう、先生の思いとしての意見はまとまるように思うんですけども、これは入れる必要がありますか。

○伊藤委員

はい、できれば入れていただけたら考え方としては整理できるかなと思います。②番とか③番、⑤番の話をまとめると、今のような話になるのではないかと思いますので。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。それで、結局、今後の対応方針のところの②は、水需要の抑制を今後どの程度するものかとか、しなくてもいいのかっていうところについて取り組んで、どういうふうにやっていくのかということも今後やっていく必要があるという、そういうことなんですか。

○伊藤委員

はい、そうですね。

○中川委員長

事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

委員より改めてご指摘をいただきまして、ご指摘の趣旨は非常によくわかりました。対

応方針のところでのこのような書き方させていただいてますが、委員ご指摘のように、本当に市民の目から見たときに、水道事業者、それから河川管理者からの発信が間違ったメッセージにならないようにするという含めて、利水者・水道事業者等との意思疎通あるいは連携・調整については、引き続き行っていくということですし、それから、指摘があったようなことの検討を進める中で、どういう発信の仕方をしていくべきなのかというところも、これから検討していきたいと思っております。

○中川委員長

その辺の文言と言いましょか、ミスリードをされないようなちゃんとした、意思の伝わるような若干の修正をしていただくようお願いします。

立川委員、お願いします。

○立川委員

2ページが一番下の全体の③のところ、平成25年度分の点検では台風18号前後の状況云々というところで、これは、確か私がもしかしたら申し上げたことかなと記憶しているのですが、ちょっと私がうまく説明できなかったんだらうと思うんですが、私の意図としては、台風18号に対して、例えば平成24年度に行った取り組みが非常に有効に機能していたかとか、そういうことを確認すると、この取り組みはよかったとか、あるいは不十分だったとかということがはっきりわかるので、そういうことを見てみてはどうでしょうかということをお願いしたつもりでした。

ですので、ここでは環境についてはもちろんそうだと思うのですが、私としては、どちらかと言えば、そのときの危機管理体制がその24年度の取り組みでこういうふうにしたらいんじゃないかと思ったことが、この台風18号の対応で非常にうまく行ったとか、あるいは堤防強化がうまく機能したであるとか、あるいはこの既設ダム運用というのは、非常に効果的に発揮されているところが広く知らしめられているところですので、そういうところをうまく盛り込むと、いいところも含めて記述をされるとよいかと思っております。そういう意図で申し上げました。

○中川委員長

はい、事務局。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

ご指摘の趣旨はわかりました。ちょっと、ここの対応としての記載は、今のご指摘も踏まえて修正をさせていただきたいと思っております。この後、淀川の所長の方から、さきの台風

18号を踏まえた対応のところをご説明させていただきますので、そのご説明の中で、これまでやった施策の効果等についても少し触れさせていただいています。また、その中で説明をさせていただいた上で、こういうところをもっと評価した方がいいとか、具体的なご議論をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○中川委員長

それでは、よろしくお願いいたします。他、いかがでございましょうか。

○竹門委員

はい。

○中川委員長

竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

竹門です。2ページ目の河川環境の⑦番についてです。「保全利用委員会の中で川らしい自然環境の保全・再生に向けた審議がなされたかを評価してはどうか」との意見に対して、非常に的確でよい書き方をされていると思います。ただし、この評価の中身が問題になります。単にこんなことが議論されましたというだけではなく、それがどう河川環境の改善に寄与していくかというつながりがわかるようにしていただきたい。つまり、審議の結果、利用の観点から環境の観点からどんな効果があったか。あるいは、実質的な効果がすぐには起きるとは限りませんので、今後の対応方針の中にそういった観点から記載された内容の成果について注視していくといった記載をしていただければ、提案した趣旨に通じると思います。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

はい、わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。

○中川委員長

はい、それではよろしくお願いいたします。他、よろしいでしょうか。また、お気づきのところがありましたら、時間があればおっしゃってください。

3) 平成25年台風18号災害対応の状況について

○中川委員長

それでは、次の議題に移らせていただきます。3)「平成25年台風18号災害対応の状況

について」、事務局から説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

淀川河川事務所長でございます。お手元の資料ー3「桂川における平成25年台風18号出水を受けた対応及び平成26年台風11号の出水概要について」という資料を用いてご説明させていただきます。前にパワーポイントも出ておりますので、前で説明をさせていただきます。

台風18号でございますけれども、こちらが雨の分布でございます。主に上流域の山地部のところと、中流域の平野部でも相当量の雨が降ったという出水でございました。

この出水に伴いまして、嵐山地区でございますけれども、溢水によって浸水家屋が93戸、浸水面積約10haの被害を受けますとともに、ピーク時には、こちらの写真にありますように渡月橋の橋の上に水が乗るような状況になってございました。また、久我橋下流の右岸では、16日の7時過ぎから約400mにわたって越水を起こしまして、洪水が堤内地の市街地に流れ込んだということで、このあたりの久我、南区、右京区、西京区、伏見区、約10万世帯、約25万人の方に避難指示が発令されまして、鴨川合流後の羽束師水位観測所で観測史上1位の水位を記録しております。

まず、平成25年台風18号における河道掘削の効果でございますけれども、宮前橋下流の下植野地区というところで平成22年度から、掘削を実施をしているところでございます。この下植野地区では、掘削により約30cmぐらい水位低下がございまして、下植野地区については、HWLを超えることなく流下ができたと考えています。また、先ほど越流を起しました久我橋下流7.0k付近でございますけど、約10cmから20cmぐらいのオーダーで越水を起こしてございますが、掘削を実施しなければさらに水位が10cm程度上がっていたのではないかと推定をしているところでございます。

同じように、日吉ダムの効果ということで、嵐山ですと約50cm程度水位を下げたのではないかと推定しています。また、その他の天ヶ瀬あるいは木津川のダム群につきましても、三川合流点の水位を上昇させない、あるいは高い時間を短くするというので、それにより桂川の水位を早く下げるという効果を発揮しましたので、こういうダム群の効果がなければ、7.0k付近の越水深がさらに数十cm高かったのではないかと推定しております。そうなりますと、こちらにあります写真のように少し水に浸かりながら水防活動で土のうを積んでいただいて、辛くも破堤という最悪の事態は避けられたのですが、あと数十cmも上がりますととても危なくて人は近寄れませんので、そういう意味では最悪の事態を免れるよ

うな効果があったのではないかと試算しています。

台風18号を受けた緊急治水対策の概要でございます。約170億円で概ね5年間で、ここにもございますように河川整備計画の治水の一部を大幅に前倒しで実施するという事で、嵐山につきましては堆積土砂の撤去等、景観への影響の小さい対策、他につきましては、河道の掘削をやりますとともに、4号井堰、1号井堰の撤去を予定しています。また、大下津地区については新規の堤防の築堤を完了させるというような事業を、概ね5年間でやろうとしてございます。

まず、出水前、平成25年度の桂川改修の実施内容でございます。2カ所やっております、代表的なところをご説明いたします。まず1つが、先ほど言いました宮前橋下流の掘削でございますけれども、こちらにはオギ群落がございます、カヤネズミの主要な生息地になっています。そういう関係がございます、淀川環境委員会とか他の団体から保全に関するご助言を得まして、本事業につきましては、重要な生物種とそれらの生育あるいは生息環境に配慮し、現況の生育・生息状況を把握した上で、保全しながら河道掘削を実施したということでございます。

具体的には2つございまして、1つはカヤネズミが逃げられるように、移動能力を考慮して除草あるいは掘削については2週間で100mぐらいずつ、ゆっくりと掘削しました。もう一つは、カヤネズミの生息地はオギ群落でございますが、このオギ群落では、カヤネズミがこういう巣を作るので保全が必要であることから、オギ群落のところにつきましては、根が存在する表土部分をはぎ取りまして、掘削後、それをそういう場所に置き換えながら掘削工事をさせていただいたということでございます。

もう一つが、桂橋上流につきまして、18号によって相当土砂が埋まりましたので、そのところについて維持掘削ということで、河床の掘削を実施したというものでございます。

次に、平成26年度、少し現地でも見ていただいたんですが、さらに進展してございます。河道掘削については9カ所予定してございまして、11月時点では完了が3カ所、実施中が3カ所、予定が3カ所。築堤は大下津の1カ所。災害復旧は、嵐山の中ノ島で護岸が壊れたとか、あるいは罫原堤の前のところについて侵食対策で並べておりました護床が動いてくれたとか、そういうのを直す7カ所。それから、維持掘削としては2カ所を予定してございます。1つは宮前橋の下流の箇所。それから、樹木伐採につきましては4カ所ということで、現時点では既に全て完了している状態でございます。

ここから、完了した箇所はどんなところかと申しますと、1つが久我御旅町地区の河

道掘削ということで、ちょうどここが18号で400m越水した箇所になりまして、そのちょうど目の前の中州でございますけど、掘る前はこのような形で非常に大きな中州が形成されておったのを、ふだんの水の水位まで掘削させていただきました。ただ、少しこちら青いのがありますが、たまりが見つかりましたので、このたまりについては保全をさせていただくような形で施工させていただいて、これが7月下旬に完成しましたので、台風11号のときには既に流下上の阻害にならなかったということでございます。ですから、後で少しお示ししますが、このあたり、ちょうど前回越水したところにつきましては、11号出水ではHWLまであと10cmぐらいということで、HWLを超えることなく流下してございます。

次がその下流、ちょうど鴨川の合流点の上流側でございますけれども、こちらはものすごく桂川と高水敷の間に段差ができております。このような箇所につきまして、まず今年度、それから来年度ということで、2回に分けて掘削をさせていただくこととしております。今回につきましては、なるべく緩やかな形で掘っていかうということで、そのような形でまず1回目の掘削が10月下旬ぐらいに完了しておりまして、次年度はもう一段さらに掘らせていただきますので、それについて今、地元と調整をさせていただいているところでございます。

その次の箇所が横大路南島地区ということで、西羽東師川の合流点のところでございますけど、ちょうど合流点の直上流に大きな州が付いておりましたので、それを掘らせていただいたということで、これにつきましては6月下旬に完了してございます。下流側でもやらせていただいているんですが、真っ平らに掘ってしまいますと、なかなか瀬と淵とか流れが多様化しませんので、縦に筋を入れたりして掘削をさせていただいております。

それから、嵐山でございますけれども、嵐山につきましては嵐山の検討委員会の中で、連休明けぐらいからお盆前まで掘れないかというご相談もしましたが、ここはアユの主要な漁場になってございますので、それは無理ということでございました。ですから、出水期明けからまず嵐山に関係しない、先ほど言いました罫原堤の侵食防止対策の工事、それと下流側の掘削工事に着手すべく松尾橋まで運搬路を整備しているところでございます。こちらが渡月橋前後の嵐山地区の工事、堆積土砂の工事、あるいは中ノ島の護岸がこの前の18号出水で壊れてございますので、今月中旬ぐらいの花灯路という大きなイベントが終わり次第、順次着手させていただくという形で考えてございます。また、嵐山は観光地で

ございますので、このような工事をしていきますということを、京福電鉄などの中吊りでもお知らせしています。

用地の状況でございます。桂川緊急治水対策につきましては、河道の高水敷を大幅にカットさせていただいて、できるだけ川底を深くしないような形で整備しますので、どうしても河道内にある堤外民地がたくさん改修に掛かって参ります。その1つが久我地区でございます。大体2haぐらいなんですけど、地権者さん10名弱ということで、現時点で概ね民境界の確定までさせていただいたというところでございます。年が明けましたころから順次、用地買収の説明に入っていくという状況でございます。また、納所・横大路地区につきましては、大体15haぐらいあるんですが、地権者さん200名強ということで8月、9月に計7回地元説明会をさせていただいてご了解を得た上で、今、地形測量がほぼ上がったような状況でございます。これから今後、同じように用地測量等を実施させていただいて、順次買収をさせていただくというような状況になっているところでございます。

次がソフト対策でございます。1つ目が、先ほど土のうを積んでいただいていた桂川・小畑川水防事務組合という水防団でございます。そちらが、昨年の教訓をもとに今年度少し予防的に土のうを置いておきたいということでございました。水防団及び京都市の方でお積みになるということで、私どもは土のうを約4千数百袋ご提供させていただいて、水防団の方で予防的にお積みになった。また、こちらは監視カメラでございます。桂川につきましては水位計を付ける予定をしておりますが、間に合いませんのでレンタルのウェブカメラを付けまして状況を監視し、それにつきましては市町村等に情報提供をさせていただいたという状況でございます。これが台風11号のときのピークあたりの画像でございます。大体最高水位がHWLから少し下がった位置ぐらいまで来ているというような状況が分かるかと思えます。

先ほど少し委員からもありましたように昨年の教訓を踏まえまして、今年につきましては、私どもの事務所は土のう造成機という機械を持ってございますし、久御山のストックヤードのところに土砂をストックしてございますので、その土砂を使いまして約2万袋ぐらい土のうを作らせていただきました。これは、桂川だけじゃなく木津川や宇治川で、4千数百袋を提供してお使いになったりされておられます。そういうことで、こういう風な形で備蓄をしております。また、嵐山につきましては、どうしても立ち上がり早いということがございますので、京都府の公園の事務所に200袋を2回の400袋。それから、京都市につきましては500袋を3回の1,500袋。そのうちの最初の200袋と500袋は11号のと

きにお使いになられたということで、さらにご提供いただけませんかということで、さらにご提供させていただいて、嵐山の迅速な水防活動にも役立てていただいているというのが一つでございます。あと、こちらに高度流量計というのを付けてございまして、そういうので少しでも流量をきちっと測れるようなことを、やっているというところでございます。

次が、宮前橋のあたりで地域の方から、18号のときに水位の状況がよく分からなかったので、一体どこまで水位が来ているのか分からなかったというお話もございました。ただ、宮前橋につきましては、大下津の築堤に合わせまして少し改良されるということで、マーキングをしてもすぐに見えなくなるということで、下流側の右岸側の羽東師石樋樋門というところと、上流側の左岸側の五番樋門というところの階段に、そういうことが分かるように、ここははん濫注意水位ですよ、ここは危険水位ですよとか、そういう表示をさせていただいております。

次が今年の11号でございまして、これにつきましてはフィリピンの南沖、マリアナ諸島で発生したものがずっとこういう形でやってきて、最後に兵庫県に、一度四国の室戸岬の横あたりに上陸して、兵庫県に再上陸して行ったというような台風でございます。この台風の特徴は前面に非常に強い雨を持ち、桂川と淀川流域につきましてはその前面の雨、ちょうど台風の本体の前面の雨が降っているときに、短時間に多量の雨が降ったというような台風でございます。

それを端的に表しているのがこれでございます。一度こういう形で雨が降りまして、やみまして、次にものすごい雨が降ってございます。ただ、特に兵庫県から桂川の上をこんな形で抜けていきましたので、最前面に当たります桂川でもものすごい量の雨が短期間に降ったということでございます。

そういうことで、桂川につきましては、はん濫危険水位を超えるような出水になってございますが、他のところにつきましては、ピークはそれほど大きくなく、せいぜい木津川で少し水防団待機水位を超えるぐらいということで、特徴的なのはやっぱり前面が通って行って強い雨が降った桂川ということでございます。あともう一つ、後で出水の状況を説明しますが、南に向いている山でもものすごい雨が降ってございます。そういう意味ではやはり前面が通っていった上流域と、それから京都市内につきましては北山と言われる山でもものすごく雨が降りましたので、鴨川が相当増水したという出水でございました。

そういうことで、天龍寺ではHWLも超えてございません。それから、羽東師につい

でも超えてございませんが、雨の形といたしましては、天龍寺よりもやはり前面の多かった羽東師なんかのところの方が、雨量はものすごく飛び出して多く、短時間に降っております。

上流域に相当降りましたので、先ほど申しましたように嵐山につきましては、中ノ島あるいはこの辺にあります遊歩道が浸水しました。ただ、中流域の上野橋の下流につきましては河川内は上昇したんですが、高水敷までは冠水していません。ただ、鴨川が相当増水をいたしましたので、鴨川合流の影響を受ける久我橋下流や羽東師橋下流につきましては、高水敷が2年連続で全面冠水するような大きな出水になっております。嵐山につきましては、中ノ島あるいは遊歩道が浸かるような状況にはなりましたが、土のうなんかをご準備していただいておりますので、お店につきましてはそういう土のうなんかを前に置かれたりして、浸水家屋については発生していないというふうに聞いております。

平成26年の台風11号における河道掘削の効果ですけど、先ほど申しましたように久我橋下流、西羽東師の合流点等の掘削をしてございましたので、4.0k付近で約30cmぐらい水位低下したのではないかと考えています。

今回は連携して他のダムは運用いたしませんでしたので日吉ダムの単独の効果ですけど、やはり7.0k地点で約20cm、渡月橋付辺でも約20cmぐらい水位低下をしたのではないかと考えています。

以上でございます。

○中川委員長

ありがとうございます。議事の3) 台風18号災害対応の状況についてでございますが、今年の台風11号の出水概要と、それから18号の出水を受けて掘削をされたその効果、それも含めてご説明いただいたということだと思っております。ただいまの説明につきまして何か、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

○矢守委員

よろしいでしょうか。

○中川委員長

矢守委員、どうぞ。

○矢守委員

矢守でございます。ご説明ありがとうございます。

今から申し上げることは、報告書の中に盛り込んでいただくようになるようなものなの

か、今の18号に関する単独のことなのかちょっとわかりません。その前提でお聴きください。以前、この委員会でも報告書について、点検項目事項が幾つかの分野に分かれているけれども、治水とか人と川とのつながりとかですね、もちろん個々ばらばらに川や川に関する営みがあるわけじゃないので、もう少し総合的なのと言うか、そういうことも大事ではないかというお話が出ていたと思います。

今のお話を伺って、台風18号に関するケースというのは、そういう複数の項目間の総合性が非常に大事だということを示してくれている事例のような気がします。そういう観点から、非常に大事なエピソード（エピソードというところちょっと軽く響くかもしれませんが）であり、ケースなので、可能ならば特出しをして検証していただくといいのではないかと思います。

その意味を、もう少し具体的に言いますと、私は、この件について河川部長の小俣さんのご講演をお聞きしたことがありまして、そのときに今ご説明をいただいた掘削の効果とか、ダム操作の件などについてもお聞きしました。と同時に、先ほどもご紹介のあった桂川とか小畑川とかの水防団の方の活動と、ダム操作等で水位を下げる効果とが相まってと言いますか、両方うまくコラボレーションしたという側面が大事だ。そういうお話をお聞きしたことがありました。

それを踏まえて、私は、京都新聞さんにそういう内容を書きましたところ、まさに水防団とか地域の河川のことを一生懸命された方から、わざわざご丁寧にお手紙をいただきました。「私たちはこういう思いで、こんなふうにもこれまでも頑張ってきて、この日もこういう思いでこういうふうにも活動しているんだ」みたいな資料つきで、大変たくさんの情報を送っていただいたんです。

それを見まして、今回のチェック項目で言うと、人と川とのつながりのところに水防団の活動の促進であるとか、人と川を近づけるとか、そのような項目がありますが、他方で、もちろん今のお話は、治水の項目とも強く関係することです。それから、小俣さんのお話にも、先ほどのようないい面があったと同時に、台風18号って特別警報が初めて出た事例ですね。そういった特別警報とのタイミングの側面では、大分違和感を持っておられたというお話を伺ったりしました。つまり、大分遅れて京都市等に避難指示とか勧告が出たんですけど、そのあたりとの連携についても反省があるというようなことをお話しにもなっておられました。このような内容は、危機管理の項目になるんだろうと思うんですね。

今回の事例は、このような複数のカテゴリ間の関係性について、検証していくこと

が大事であるということ、光の面、それから陰の面、双方の面から照らし出してくれる大事なケースだと思います。今回ご報告いただいたスライドの中に加えられるとすれば、そういう住民の方の側から見た水防団の方とか、そういった検証とか、それから、これはちょっとコントロール外なのかもしれませんが、せめて事実経過として特別警報とか避難指示とか命令とか、そういった危機管理に関するマターが、どのようなタイミングで、どのようにこのことと絡んでいたのかなども、報告書の中に組み込んでいくことで総合化を図れるのではないかなというふうに感じました。

以上です。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。先ほど説明していただいたこの資料ですけど、これをどういうふうに、要するに進捗点検のこの委員会で考えるかという部分、位置づけですけど、今、矢守委員がおっしゃったように、ある意味非常にいい、要するに点検材料の一つなんですよね。いろんな分野、治水のみならずですね。そういった視点で、この成果を平成25年度の進捗点検に入れるのか、平成26年度の進捗点検に入れるのか、ちょっとその辺はよくわかりませんが、何らかの格好で今おっしゃったようなことをうまくまとめたいただくと、我々にその成果を示していただいて評価するというような、そういう格好に。桂川は、まだもっとずっと後に評価することになるのかと思いますけども、後というのは年度的にですよね。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

3年に1回、回ってきます。

○中川委員長

そうなんです。その辺がちょっともどかしいところなんだけども、そういうことになるので、矢守委員はそういう格好でまとめて入れていくしということですよ。

○矢守委員

はい。だから、どういうタイミングで、どのものに入れるのがふさわしいのかは、ちょっとお任せしたいと思います。しかし、どこかの適切な時点で、このケースを中心にした検証みたいなことを、ひとつ、この治水だけに限らず、ちょっとまとめていただければいいと思います。また、このケースが、環境面にどういうインパクトを持ったかまでは、ちょっと専門も違うのでわからないんですけど、そういうものも含めてできればいいかなと。発言の趣旨は、中川先生にまとめていただいたような趣旨でした。

○中川委員長

いわゆる、進捗点検の非常にいい事例案であると。

○矢守委員

はい、基本的にはそう思いますけど。

○中川委員長

そういうことで、今回のイベントに限って何かまとめて、こじんまりしたものでもいいので、そういう意図ですね。

○矢守委員

はい、まさにそういう意味で。ダム操作の件とかはすでに別の形で報告いただいていると思いますし、今回のものも加えて、特に治水面に関しては相当量のボリュームがあるんですけど、今回の進捗点検のメインとなっている別のアспектに関する資料なども。可能ならば入れていただいて、事例研究的に、ちょっと別枠みたいなものになるのかもしれませんが、検証いただくとよいのではと、そのような趣旨で申し上げました。

○中川委員長

事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

報告書の方に入れ込むのか、どういう形で取りまとめるかというのはありますけれども、今、委員からご指摘のあったことの中で、今回は治水の部分を主に効果等の説明させていただきましたけれども、他のところについて、どういうことがあったのか、どういうことが起きたのかということは、しっかりとまとめて残していくということは大事だと思いますので、ちょっとどういう形にするかというのは、私どもで引き取って検討させていただきたいと思います。趣旨の方はよくわかりましたので、検討したいと思います。

○矢守委員

ありがとうございます。もし必要でしたら、また私がいただいた資料とか、もちろんご本人にご了解を得ないといけないんですけど、ご提供は可能ですので、おっしゃっていただければと思います。

○中川委員長

先ほどの前年度の意見の取りまとめのところでもあったんだけど、立川先生でしたかね、環境のことで言ったんじゃないんだけど、インパクトを与えるという話がありましたよね。台風18号の前後でどういうインパクトがあったのかというのを検証したらどうかとい

う話、あるいは別に生態系じゃないけど、もっとという話でしたね。だから、生態系もこういう大きいイベントがあったときに、今までコンスタントに何年かごとに測ってて、急にごとごとカタストロフィとまでは言わないけれども、稀なイベントが起こったときに一体どうなったのかとかいう、そういったことをどんどん。

○竹門委員

環境委員会の方では、そういう視点の調査も結果的には盛り込まれてます。それが目的じゃないですけどね。ふだんからの事業の中で行っている現状調査やモニタリング調査の結果から外部インパクトを評価することは従前からやってますので、これを機会にそういう情報を出すということは十分可能だと思いますね。

ただ、それに関連して一つ意見があるんですけど、よろしいですか。

○中川委員長

はい。

○竹門委員

矢守委員のおっしゃっていたことは、環境にもまさにそのまま当てはまります。既に所長の方から環境に対する配慮事項についてもご説明がございました。当然、事業の中でどんな環境配慮されたのかということのリストアップして、それがどんな結果を生んだのかを含めて示していただくのは、たいへん素晴らしいことだと思います。ただ、これは5年間の掘削の事業計画ですので、単年度でやっていくというよりは、継続的に評価を続けていくという形で、ちょうど3年後に中間報告ができるくらいの計画でいいのかなと思います。

いっぽう、その過程で、具体的な環境配慮が適切にされているかどうかという点なんですけども、環境委員会の方では、この掘削に先立って、例えば14ページの中州でありましたら、中に貴重な植物、動物はいないかっていうような観点で、現地の視察だとか調査も行いまして、それでカットしても大丈夫だろうということでやっていただきました。その際に幾つか注文させていただいているんですが、必ずしも反映されていないところもあります。例えば14ページの右側の図を見たら、本当に真っ平らになっていますよね。結果的に、8月の台風11号で水が走った後、全然土砂が動いてないんですよ。それは真っ平らにしてしまったために、土砂のダイナミズムは必ずしも促進されなかったわけです。

この事業に先立つ現地視察の際に、必要な掘削土砂量まで達したら、少し余分に掘って上流に置いてほしいという提案をさせていただきました。ちょうど砂州の両側に瀬があり

ますので、その上流側に土砂を置けば、瀬に土砂が供給されて、この秋のアユの産卵床条件を好適化する役割を果たすということで申し上げました。ところが、結局真っ平らにしたため、この11月にこの場所で我々が行なったアユ産卵床の環境調査の結果、ほぼ全域が硬くなっており、好適な産卵環境はできていないことがわかりました。

こういった高水敷や砂州を掘削する事業は、土砂を動かすチャンスですので、是非環境のために好適化するような土砂の置き方を計画していただきたい。これまでのように掘削面を真っ平らにするっていうのは、やはり環境上よろしくないの。流れが水衝部にぶつかったら、その土砂が浸食されて、その下流側に堆積するのを促すような掘削の仕方や、浸食と堆積を促すようなアンデューレーションの付け方などの工夫を是非していただきたい。このような環境の要請に対しては、まだ改善の余地ありということです。

○中川委員長

事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

当然、ちょうどここは越水した箇所でもございましたので、淀川環境委員会からご指摘はお受けしてたんですけど、やはり対地元としては土砂を置いているということ自体が、なかなかご理解が難しいところもございましたので、これからもそういうご指摘のような趣旨でできるところについては、やっていければと思ってます。

やはり、地元にも多様なご意見がございますので、そういうことで不安になっていただいてもいけませんし、今後も地元のお話をよく聞きながら、先生方のお話も聞きながら、やれる範囲の中でいかに調和してやっていくかということで、今後ともいろいろお知恵を拝借しながらもやっていければと思っているところです。

○竹門委員

それについて、一つ。

○中川委員長

はい。

○竹門委員

すみません、それについては、どこの河川管理でも同じことが起きています。要するにその地元の方というのは、堆砂をして砂州がついたりすると治水上問題だっていう問題意識が、すぐに起きるわけです。ただし、同じ砂州についた土砂であっても、最近置いたばかりなものっていうのは、大きな増水の際には動いちゃうわけですね。ですから、

溜まっているからイコール河積が減って危ないという、短絡的な結果にはならないわけでありまして、その部分は、むしろ河川管理者がちゃんと地元の説明をしていただきたい。ここに置いた土砂は増水するときには動くのだから、全てを除去する必要はないということや、増水時の水衝部に置いたものは治水上安全であるというような説明を是非していただいて、一般の方々の意見の形成に役立てていただければと思います。

○中川委員長

何と言いましょうか、これは程度問題なんですよ。結局、どれぐらいの土砂を好適環境として置いてみるとか、作るために各箇所においてみるとか、結局、それが動くか動かないか、やっぱり皆さんご心配なんですよ。ところが、上つ面を切って河床がこんだけ下がって、河床っていうか砂州の比高がこれだけ下がったらこれだけの断面稼げるという、非常にシンプルな考え方なんですよ。

ですから、今、竹門先生がおっしゃったことというのは、今後、やはり川を作っていくんだと、それも治水だけでなく生態系にも好ましい川の河床を作る、あるいは川の空間を作るとなってくると、もう少し細かい予測計算とかも必要になってくるんですよ。ですから、実は、それが今できない状況ではない、テクニカルな意味ではもう十分できる状況なんです。要するに、どれだけそこに精力をつぎ込んで細かいことまでやるかという話なんですよ。ですから、それである程度自信を持って、これだと大丈夫だということになれば、今、竹門委員がおっしゃったようなことっていうのはできると。

これから、それをしていかないと、なかなかそのこちら側は環境、こちら側は治水というって、なかなか横断的な両者を満足するような整備といったってできないんですよ、本当に。だから、その辺をちょっと、所長、是非頑張って、桂川を始めとしてもいいと思うんですけど、何か今後ご検討いただくというようなことも考えていただきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうかね。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

我々も地元といろいろお話もして、ご理解を得ながらやれるところはやっていきたい。ただ、委員が言われましたように、アンデュレーション程度であればいいんですけど、どうしても今回のところにつきましては、ものすごく地域は心配されておまして、地元としても是非出水期や台風期前までに掘削して欲しいと。そうしないと不安でたまらないというようなところもありまして、やはりご地元の感情も地域、地域によっていろいろありますし、委員が言われるようなやっぱり好適であるという客観的なデータも出していかな

ければいけないと考えています。

今年は、たまたますぐ出水がありましたけれども、少しほっておきますと、すぐ草が生えまして、余り動かなくなってしまう部分もあるものですから、そういうところはやはりいろいろと先生方のお知恵を拝借しながら、どういうふうに置けば動きやすいかということもあろうかと思っておりますので、できる範囲の中で、やれることはやっていきたいというふうに思っております。

○中川委員長

よろしく申し上げます。

○竹門委員

結局、河床にある土砂が今や環境にとっての資源なんですね。ですから、掘削で取ってしまうっていうことは、その資源が減少することになります。かつては上流から山が崩れたりして供給されましたけど、砂防と護岸によって、上流からの土砂供給が限られてきていますから、現在の河道や高水敷にある土砂は、非常に貴重な資源なわけです。ですから、それをいかに川の中で動かして、河床のダイナミズムを保持するかっていうことが環境上はものすごく大事になります。河床掘削工事は、そういう配慮ができるチャンスなわけです。それを、是非生かしていただきたいと思っております。

○中川委員長

よろしくお願ひいたします。他、ご意見はございませんでしょうか。

たしか、25万人とか27万人の市民の方に避難指示出されたんでしたね。でも、なかなか避難率が1.4%という非常に低い状況なんです。これが今まで、この整備計画とかに絡んで、各自治体で努力されてきたことは、一体何だったんだろうと思うぐらい、住民が持つ、まあ大丈夫だろうというような考え方、そうかどうかはわかりませんが、それと行政が持つておられるHWLを越えたら、いつ堤防が切れてもおかしくない、いや、越水した、もう危ないという、その危機意識と住民の意識とが余りにも乖離が大きいというふうに思うんですね。

そういうところも、是非、淀川河川事務所がやられるというのではないのかもしれないけれども、何かその辺の危機管理が各自治体で、どういう状況なのかとか、それで何が問題なのかと。ここに、点検項目に挙げていることが本当にちゃんと、どれぐらい達成できているんだろうとか、いいデータというか、チェックできるデータがとれるかもしれないので、是非その辺も。先ほども矢守委員のこととダブりますが、是非その辺のことも

分析していただきたいというふうに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

台風18号のときで申しますと、相当深夜でございましたので、京都市さんは最初はどうも避難指示とか避難勧告は出されますけど、最初のうちは桂川がHWLを越えてくるというところまでまだ行っていない時期は、垂直避難も含めて、地域にお話をするのもどうかと。当然、水平避難をされてもいいですし、自信がないとか、やっぱり高齢の方とかいろいろいらっしゃいますので、そういう場合は水平避難、垂直避難を含めて言っておられたんですが、桂川が相当越水するような危なくなった段階で私どもの方からも、もし破堤すると高速流が入って、お宅も潰れる危険が出ますということで、桂川周辺については、できるだけ桂川から離れていただきたいということで地域でお話していただいております。市町村さんも今は、必ず水平避難をとという形ではなくて、佐用みたいな例もございますので、垂直避難も含めていろいろお考えになられながらやられています。そういうものも含めて、次の治水のところでも少しご説明させていただきますけど、良い事例集とかも集めたりしながら、やっぱり市町村さんも相当お悩みになりながらやられているというのが事実ですし、いろんな首長様とかのお話でも、避難率という話では委員がおっしゃるように、非常に、悩んでおられるというところはあるのは事実でございます。

○中川委員長

是非、そのあたりも。

○矢守委員

1点だけ、短く。

○中川委員長

はい。

○矢守委員

以前、部長のお話聞いたときに、淀川水系全体の重要性について強調されてきました。つまり、皆さん、地元の方なり市町村の方っていうのは、足元にしかなかなか目を配れないんですけど、そのお話を伺ったときには、水害の相当前から水系全体の降雨量、累積量がかなり高くなってきていることを意識されていたようです。ダム操作なんかもそうだと思うんですけど、直接関係のある桂川だけではなくて、その他合流していく河川にも配視していたということです。これはあくまで一例ですが、そのような視点で物をご覧になるっていうのは、河川を管理されている皆さんにとっては当然かもしれないんですけど、なか

なか市町村の方はそうはいかないし、ましていわんや一般住民の方は、そんな目でなかなか見れないんです。その他の点検項目に出てくるようないろんなモニタリングシステムやディスプレイシステムを使えば、今いったような総合的な情報もとろうと思えばとれるようにはなっているんで、そういったことを提供していったり啓発していくことも有効ではないかなという感じです。

以上です。

○中川委員長

ありがとうございました。

時間も押しておりますので、次の議題に移させていただきますけども、よろしいでしょうか。

4) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

○中川委員長

それでは、4つ目の議題でございますが、4)「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について・治水(桂川)」、桂川の治水ですね。

○河川管理者(近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中)

はい。

○中川委員長

事務局から説明をお願いいたします。

○河川管理者(近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中)

では、引き続きまして田井中でございます。ご説明をさせていただきます。

1枚目をご覧ください。これが治水の点検項目全般でございます。それで、この中で【第3回で説明】と書いてございますのは、桂川では進捗がないのですが、猪名川の方で少し進捗があったので、今回、一番最初に猪名川の治水と桂川の治水とご説明させていただくということになってございますので、そちらの項目についてはダブってございますから、恐縮でございますけど3回目のときにお話を聞いていただいた方がより良いご議論がしていただけるかなということで、今回につきましては省略させていただきます。あと、他の分野と重複している指標については重複項目としておりますのと、【対象案件なし】というものにつきましては、都市計画との調整などは、そういうのがなければ対象案件がな

いので、そういうものも今回の説明では省略させていただきます。

それでは、最初でございます。災害体験者からの災害状況の聞き取り及び情報発信内容ということで、18号による被災状況等の情報を各自治体に問い合わせ、情報の収集を行ってございます。それで、地元の水防事務組合などの対応を確認して、住民の防災意識の向上を確認してございます。聞き取り調査を踏まえた浸水被害の検証結果についても、情報共有を行ってございまして、今後とも引き続き聞き取りの記録を活用するための聞き取り調査を分かりやすく表現し、地域と連携して啓発活動をしていきたいということで考えてございます。

次が、災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容ということでございます。これにつきましては、京田辺市の三野区、草内区、あるいは長岡京市の勝竜寺地区を対象に「マイ防災マップ」を、このような形で地元で地域の方と歩いていただいて、どういうふうに逃げようかとかそういうことも含めて作っております。また、「マイ防災マップの作成手順書水害編(案)」というのを、この3地区を参考にして作りまして、自治体の職員向けに作成してお配りしています。同じように、水害に強い地域づくりに資する取り組みの事例集を整理したもので、「取組のポイント集(案)」というのを作ってお配りしています。それから、これも先ほどの委員のお話にもございますように、自治体が効果的に水位予測情報を活用できるように、「水位予測情報の活用の手引き(案)」というのも自治体の方にお配りしました。そういう情報は非常に避難とかに役立つものですから、どういうふうにして作られていて、それはどういうふうに参加にするといいというような手引き案を作らせていただきました。なお、水害に強い地域づくり協議会においてマニュアル作成に向けた検討を進めますとともに、今後、関係自治体と連携して検討を進めていきたいと考えてございます。

次が、地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制ということで、これにつきましては平成25年6月に水防法が改正になりまして、地下街の所有者あるいは管理者に対しましても、避難の確保計画とか浸水防止計画を作る、あるいは訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されたことを踏まえまして、国の方でも説明会を実施しており、昨年は大阪市、大阪府、今年度京都市の地下街管理者に説明会をさせていただいて、現在、地下空間管理者による避難確保計画の策定が進められているところでございます。今後とも、水害に強い地域づくり協議会を通じて関係自治体と連携して、そういうことを進めて参りたいと思っております。

その次が、水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座の実施回数ということで、25年度には、まず一つは大阪府立消防大学校で水防工法の指導をやっております。水防事務組合があるところもありますけれども、今非常に水防団を消防署の方が兼ねるといふ地域も増えてきていますので、そういうのを育成する機関でそういう実演をやっていきます。あるいは、先ほど言いました桂川・小畑川水防事務組合なんかにつきましては、土のうの作成とか月の輪工の実技指導させていただき、また毎年いろんな水防団でさせていただいて、少しでも技能の習得とかそういうことをさせていただいているということで、25年度出前講座については昨年よりは少し増えています。ただ、23年よりは少し減ってございますけれども、水防団活動及び水防技術に関する講演、出前講座、レンジャー活動により意識啓発が進められておりまして、今後もそういうものの普及に努めて参りたいと思っております。

水防拠点整備の内容・箇所数ということで、桂川では進展はございません。25年度に新たに整備したところはなく、河川防災ステーション3カ所のうち2カ所完成、1カ所整備中、水防拠点19カ所のうち完成が2カ所となっております。今後ともさらなる整備に向けて地元調整を進めたいと思っております。

次が公共施設の耐水化ということで、25年度に整備箇所はございません。公共施設の耐水化といいますと、どちらかというと地方公共団体の取り組みになりますので、地域として取り組みが行われておるんですけど、さらなる取り組みの拡大が望まれているというところでございます。

次は、同じ中身でございまして、災害対応プログラムの作成内容ということで、こちらについては地域づくり協議会の設立が進んでおり、淀川河川事務所では各自治体なんかの研修会を実施するなど連携を進めています。今後も定期的に協議会を開催していきます。未設置のところは早期に設置を図りますということで、次のスライドをお願いします。これは、地域づくり協議会の実施内容とか開催回数でございまして、これにつきましては、淀川河川事務所では先ほど言いましたような資料とかを作っていくために、行政ワーキングを3回やってございます。それとともに、この行政ワーキングを見ていただいたら分かりますように、うちの事務所は非常に関係者が多いので、すごく大きな会議になります。ですから、今年は少しブロック別会議ということで各土木事務所ごと、例えば大阪ですと西大阪治水、茨木土木、枚方土木、京都府ですと京都・乙訓土木、山城北土木、山城南土木みたいな形で、少しブロックで市町村の数を絞ってブロック別会議を実施して、何回か

ワーキングも実施して、最後に京都府、大阪府で1回ずつ計2回首長会議をやらせていただいているということでございます。

そういうことでございますので、今後とも定期的に各協議会を開催することにより関係自治体との連携を強化していきますということです。

次は第3回で説明するので省略させていただきます。

次が、堤防強化の中でHWL以下、浸透、侵食対策の実施内容・延長ということで、今回については10.4kmの整備を実施しております。それで、桂川については進展がございません。こちらについては浸透と侵食ということでございますけど、今どちらかというところまず浸透対策を中心に整備を実施しています。桂川につきましては侵食対策はまだ全然手がついておりませんが、浸透対策は全て終わっておるということで、やはり優先順位を付けながらやらせていただいているということでございます。

次が堤防天端以下、侵食対策の実施内容・延長ということで、25年度は5.5km、主に淀川本川とかそういうところで着実に実施してございまして、今後とも進めていくということでございます。

天端舗装で、これも桂川は進捗ございませんが、同じようにある程度、堤防の浸透対策とかそういうのができて、ある程度安全率があるようなところで、特に淀川の本川等におきまして緊急性を踏まえて直実に進展させているところでございます。今後とも地元と調整を図りながら、計画に沿った整備を進めて参りたいと考えてございます。

次が側帯の整備内容で、これについても桂川で進展はございませんし、25年度は全川で側帯整備というのは実施されなかった。側帯というのは、どちらかというところ用地を買ったり、そういうときに必要な箇所と一緒になってご用意できるようなときにやりますので、側帯整備は25年度実施がなかったが、今後も地元と調整を図りながら必要ところで整備を進めて参りたいと思っております。

次が実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化ということでございます。これにつきましては、この絵自体はよくご覧になっている河川整備計画のそれぞれの事業を、流下能力を向上する、構造物の信頼度を上げる、流量を低減するとか、それぞれ分けたものでございまして、桂川につきましては、戦後最大洪水である昭和28年の台風13号洪水を計画高水位以下で安全に流下させるということで、今そういうのに関する整備をやっておるということでございます。

それで、重複するので省略させていただきますけど、桂川につきましては、先ほど少

しご説明させていただいたように18号の出水を受けて進捗をさせておるところでございます。整備に当たりましては、上下流のバランスを考慮し、安全性の低い中上流部の治水対策を段階的に進めておりまして、今後とも上下流バランスを確認しながら河積拡大等に努めて参りたいということでございます。

次が実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長等ということで、先ほども言いましたように台風18号で桂川、宇治川がHWLを超え、木津川がはん濫危険水位、名張川が避難判断水位を超えています。桂川緊急治水対策の中身は先ほども言いましたが、桂川以外ですと、宇治川では引き続き河積の拡大に向けて塔の島地区の河川改修なんかを行っております。洪水位の低減のために整備を着実に行って、今後も上下流の水位変化を確認しながら河積拡大と安全率の向上に努めて参りたいと思っております。

その次からが土砂関係でございまして、河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)ということで、日吉ダムの堆砂につきましては、計画堆砂量800万 m^3 のうち、平成25年度末で堆砂率が約20%になっております。ただ、先ほど言いましたように台風18号前後で相当すごい出水でございましたので、堆砂量が上がっております。それから、こちら下がっておりますのは、精度がいろいろございましたので、ここで調査方法をより精度の高い形に直させていただきましたため、このところが若干数値が変わっているということでございます。淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の実態把握に努めているところでございまして、今後とも、引き続きモニタリングを行いまして、委員会の指導・助言を得ながら総合土砂管理方策の検討を進めて参りたいと思っております。

既設ダムの効果内容・洪水位低下量でございしますが、これにつきましては、先ほど申しましたように18号では、日吉ダムにおいて、嵐山で約50cmぐらい水位を下げたと考えています。このようにほとんど満水状態でございまして、ここにはあまり出ていないんですが、この上流域から来るものすごい流木も止めてございまして、このような流木が下流域に流れていると、京都府の管理区間でございますけど、橋梁に引っ掛かって被害が出ていたということと、嵐山付近の浸水範囲の低減効果ですけれども、このように208戸を93戸まで低減させたということでございます。

それから、既設ダムの効果内容・洪水位低下量ということで、25年度は淀川水系のダム群全体でございまして、合計9回の洪水調節を行ったということでございます。平成

25年は洪水調節だけでなく、さらに放流量を絞り込む操作により、下流河川及び支川の水位低減に大きく寄与してございまして、引き続き既設ダムを最大限に活用するように弾力的な運用、これは台風なんかが来たときに、余裕があればそういうところへ貯め込むような弾力的な運用にも努めて参りたいということでございます。

以上でございます。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様方のご意見、コメントいただきたいと思いますがいかがでしょうか。堀野委員どうぞ。

○堀野委員

何も言ってなかったんでちょっとくらいはと思って。

点検等、非常に事業を含めて、僕の思ってる以上に一生懸命いろんなことをされていることには本当に頭が下がるんです。結構、僕性格的に細かいんで、いつもこういうご説明を受けたときに気になるのは、やっぱり質的な問題っていうんですかね。こういうことをやりましたっていうのは、すごく数が多くてよく努力されているんですけど、一つ一つの質の担保っていうんですかね。例えば、1、2個具体例を挙げますと、ハザードマップ、防災マップの作成して、ワーキングしてというようなことが、例えば6ページとかに書いてありますけど、せつかくというか、言い方、変ですね、自然災害は非常に最近、今年もですけど、去年も大きいのを受けてるわけですから、そういったときに、例えばマップ一つとっても、渡月橋周辺のあの辺のマップがもしあったなら、どのくらいそのマップと同じような湛水状況になったのかとかね。そもそもマップが正しかったのかっていうそういう質の問題ですね、というチェックをかけていただきたい。まあ、マップを作るときにどのくらいの出水を想定して作られたのかっていうのは、そのレベルが異なれば湛水範囲はもちろん違ってくるのは理解できますけど、やっぱりどのくらい合ってるのかと。これが地元の人にとって、マップには例えばこんなに湛水するって書いてあるけどそんなことなかったとか、逆に湛水、来ないはずなのに来たというふうに思われてしまいますよね。そういう部分の修正をやっぱりするべきであろうということが、例の一つとして。

もう一つは、本当は先ほど言うべきだったのかもしれませんが。計画の、例えば、今の日吉ダムがあるから何センチ下がったっていうのはもちろんそうだと思うんですが、そもそもの計画高水と今回の出水の整合性っていうんですかね。25年度のあの台風のときの雨で、例えば計画高水を作ったときのモデルが残ってるなら、計算をしてみて、どのくらい

合ってたのかと。僕は結構それが大事だと思うんですね。そこが違ったらもう意味がない。計画高水がもうおかしいということにもつながりかねないんで、そこそこ合ってるよっていうことを確認していただきたいなど。それがないと、僕は基本的に根底から考え方が崩れるんじゃないかと。

それから、最後に一つですけども、今言った、ダムがあることによってこれだけ治水の効果がありましたよっていうのはよく理解できます。実態としてそうあったことはOKなんですけど、もうちょっと一歩進めて、嫌かもしれないけど、ひょっとしてうまく運用したら、例えば利水貯留を最初から予見して、これ9月ですよ、去年の場合は。ほとんどもう田んぼに水は必要となっていない時期に掛かってくるので、ある程度、セクショナルリズムもあると思うんですが、吐き出すことが可能であったとすれば、さらにどれだけ下げることができたかっていうようなことも、ちょっと一歩踏み込んで検討していただければと。

○中川委員長

ただいま、堀野委員から3つご指摘いただきましたけども。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所事務所長 田井中）

はい。まず、浸水予想とかそういうのを出すときにいろいろ議論になるんですけども、基本、かなり大きい雨を対象に浸水想定を作っておりますので、今回ですと、それよりは小さかったかなとは思いますが。ただ、当然のことながら嵐山地区は浸かった。ですので、もともと防災マップが一番最悪の想定じゃないと、逆に、先ほど委員もおっしゃったように、来ないと思ってたのに来たじゃないかということもありますので。ただ、逆に言うと、どうしてもオオカミ少年的なところがあるのかもしれませんが、そういう形の中ではチェックをしていただいて。マイ防災マップを作っているのは、どうしても、よく浸かるところはやっぱり地元の人が一番よく御存じです。これは外水じゃなくて内水でよく浸かるとかそういうこともございますので、そういう形で作らせていただいています。ただ、今回につきましては自治体向けに作らせていただいたので、これに基づいて各地域ごとにそういうマイ防災マップの取り組みを進めていただいて、今回案とさせていただいているのも、何年か使ってみて、もうちょっとこういうところを直したらとかいうことがあれば、適宜直しながらよりよいものにしていきたいと思っております。

それから、2つ目が計画の関係でございますけれども、これにつきましては当然、痕跡水位をとりまして、再現性の確認は実施しております。そういうようなことも調べた上

で、きちっと不等流計算とかをして計画上の所見を入れながら流してチェックをして、大体合うということをしちっと検討をした上で、効果等についてはお話をさせていただいているということです。

○河川管理者（水資源機構関西支社副支社長 森川）

水資源機構関西支社の森川と申します。3点目のダムでございますけれど、日吉ダムなんです、日吉ダム以外の全国的にも以前、事前放流と言いますか予備放流と言いますか、そういうことがどこまでできるだろうという検討は行った時期がありまして、日吉ダムについてちょっと今回そういうことも改めて調べ直したんですが。

日吉ダムの場合は、不特定補給としての農業用水というのもあるんですけども、それ以外に遊船さん、保津川下りの舟のための通年確保しないといけないような水もありまして、なかなか、この時期になると利水容量を開けてもいいというのは、ちょっと難しいという点と。あと、桂川の場合は台風とか下流の方から来る傾向が大きいので、そうしたときに、余り直前の事前放流ですと却って下流の洪水にぶつかって難しいということもありまして、どちらかという、事前放流が難しいダムだと今回チェックした中では思っているところです。とはいえ、だんだん雨の予測の技術も進んできてますので、どういうふうな条件を整えば、そういうこともできるのかというのは、また今後、検討していく必要があるかとは思っております。

○堀野委員

まあ、ダムの今の事前放流は、今、日吉ダムに限ってはそういう状況だと思うんですけど、基本的にはそういうことを、いかなるダムっていうか、ダムっていう言い方は変ですけど、流域対応がある程度できるようなところでは、もし、できたらという前提での評価もしていただきたいんです。

で、僕が一番疑問なのは、さっき流量のお話がありましたけど、僕の誤解なのかもしれませんが、基本高水を計算で弾き出される、で、出てますよね。で、対応する、この雨でこういう水が出ますよっていう計算をされて、設計をされて、今の状態がまずあるわけですよ。先ほどのご説明だと、そこまではいつてなかったという解釈でよかったんですか、流況としては。それはあり得ないですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

桂川ですと150年に1回の雨で、今回については、当然のことながら戦後最大対応の雨

相当クラスですので、どちらかというところ、その河道が出来ておれば安全に流下させることが可能ですけれども、桂川については、5年に1回くらいHWLを超える、まあ、安全度が5分の1くらいの河道しかできていないので、当然そこにそれなりの規模の雨が来ると、当然HWLを超えるような出水になっています。ですので逆にいうと、先ほども少しご説明させていただいたように、河川整備計画並みの掘削がある程度できていた下流については、HWLの中である程度流下もできたということを考えており、今はそこまでの河道ができていないので、その河道に向けて河川整備計画の中で30年掛けて、河床を掘ったりとか堰を改築したりして、安全性を上げている最中ということでございます。

○堀野委員

わかりました。できればそうすると、そういう〇×みたいな、変ですけど、分布をどこかで用意していただくと非常に有難い。要するに、一見してさっきの資料の3とかを見たときに、その数値が大体、ああ、いい感じで対応してるなという部分と、これはかなり怪しいんじゃないのと思ってしまう部分が、結構分かれてしまってるので、そういったところを補足していただくと。今回、入れてねということじゃないんですけど、分かりやすくしていただくと助かります。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

先ほども申しましたように、痕跡を全部とった上で、計画の外であれば計画の外を使ったり、状況を見ながらきちっと、どういう洪水で、どういう流れ方をしたのかとか、そういうことについては全部きちっと検証した上で、モデルですので実現象が新たに出了ら、それに対応できるような同じベースのモデルにしなければいけませんので、おかしくないかという検証をした上で、掘削をした場合としなかった場合で、どれくらい下がったのかという形で、不等流計算をしているということでございます。

○中川委員長

まあ、僕もそのとおりでと思うんだけど。先ほどの、森川さんのことも田井中所長のこともでもそうなんだけど、いろいろ検討されているんだけど、ここに出てこないんですよ。例えば、本当に不特定の水が治水の方に融通できないとか、そういう検討をされたっていう話ですよ、先ほどのやつは。遊船で要る、それから農水のそういう不特定多数で用水として要る、なかなか治水の方に、ちょっと事前に減らしてっていう、それは難しいという話でしたよね。そういうことも検討されているんだけど、私たちはそれで、ああ、そうですかとしか言いようがないんですよ。ですから、どういうふうなクリティカルな状

況にあつて、だからできないんだというようなことをお示しいただきますと、我々もその難しさっていうんですか、理解できるんですよね。そういうのは出せるんでしょうか。難しいんですか。

○河川管理者（水資源機構関西支社副支社長 森川）

そうですね。検討した時点が昔のものを、まあ、今回改めて見たということですので、ちょっとまた中身をよく見ないとわからないですが。

○中川委員

ちょっとその辺のことでね。いや、今後のこともあるんですよ。今後、同じようなことでこういった検討をしている、先ほどの何か粗度係数も検討したとかいろいろ言われますよね。だけど、我々はそういうことを、ここでよく議論できないんですよね。だから、進捗点検ではそこまでは要らない、というのではなくて、では進捗点検する上で、ああ、やはりこれだけ削らないとだめなんだと、逆算したらこれくらいの粗度になるから、これくらいの流量だとこれくらい削らないと流せないよねっていうようなことが判るわけですよ。恐らくそういうものが、ちょっとよく分からないんで、何か、もやもやとしたものがあるんじゃないかなと思うんですけど。笠井さん、どうでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

一応、進捗点検ということで報告書の体裁等を決めて報告させていただいています。そういうルールの中で報告書に記載させていただいていますので、どうしても、この報告書として文字にして書き込めることには限界がありますので、報告書としては、やはりこのような形で全体をまとめるということでさせていただきたいと思います。ただ、その報告書についてご議論いただく中で、このところをもう少しどういう根拠だったのか説明してほしい、どういう取り組みだったのかもう少し掘り下げて説明してほしいということがあれば、それは宿題としていただいた上で、補足の説明ということで別途、前回の宿題という形で説明をさせていただくというようなやり方もあると思います。

○中川委員長

それで結構だと思います。主に我々はその進捗点検の話ですので、それをチェックするわけですので、それに関わるもう少し深い内容については、個別にお知らせいただくとか、個別に対応していただいて結構だと思いますので。

それと、また話は戻りますけども、先ほどのハザードマップの件ですけど、例えば、どうもチェックって、一つ疑問なのは、一体どういう外力を想定してこのマップは作られて

いて、その結果、これはその外力より下だったから当然来ないよねと。いや、だけど、それより想定外力より下だったのに、うちは浸水したよとか、そういうチェックも逆に要るんじゃないかなという意味で、私もちょっとその辺、気になったんですよ。どうなんでしょう、どういう外力でこの防災マップというのは作っているんですか。桂川の場合は。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

ベースは、多分事務所が出してる、外水の方で多分作っていると思うんです。で、事務所の中でも地域づくり協議会のような会議の中で、一番お話が出てるのは、内水なんです。

○中川委員長

いや、それはいいです。要するに、防災マップ、特にこの桂川の治水に対するマップではないですね。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

ですので、それは、桂川が切れた水位で作ったものをベースに今ご議論をしていただいてて。

○中川委員長

切れたときって、どういう、外力が作用したときに切れるんですか。浸水想定は戦後最大の昭和28年台風13号洪水でいいんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

あれは、東海豪雨規模ですので、それより大きいです。

○中川委員長

引き延ばして、150分の1。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

結果的に二日間で、枚方で見たととき500mmということなので、枚方200分の1よりも相当大きい雨ということです。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

浸水想定は公表させていただいてまして、ベース図はそれが元です。ですので、桂川をいろんな箇所で見ると重ね合わせて浸水する一番高い水位になっています。それで、事務所で公表しているものをベースに市町村が、それに防災マップという形で、避難路はどこというので作られているベースの図はそれになります。

ですので、中川委員長がおっしゃったように、内水ではなくて、外水での浸水が一番水位が高くなるものですから、それで表現しています。例えば、今回でも堤防は切れなく

ても川の流れ込みが悪くなって、その支川の府県が管理している川が増水して、それに流れ込む水路が流れ込みにくくなって地域でこぼれるような内水を表現しているわけではないものですから、例えば桂川が切れなくても、うちのそばが浸かるということの現象は、当然出ているということになります。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。まあ、その辺の区別はしっかりできるわけですね。破堤しない場合はね。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

はい。今、少し水害に強い地域づくり協議会なんかでも、内水をどうしようかというのは、ご議論は出ておるんですけども、これはもういろんなパターンがありまして、そこはこれから検討していかなきゃいけない課題だとは思っております。ただ、ベース図には、条件は明示はしております。

○中川委員長

若干細かい話になってしましまして申し訳ございません。

他に何かご質問とか、治水に対する進捗点検のご意見ございますでしょうか。大久保先生どうでしょう。

○大久保委員

すいません。今日は、以前から予定の会議が午前で入っていたので遅れて申し訳ありません。それと、二十数年ぶりの渇水に見舞われているサンパウロの防災会議に出ていたものですから、あまり事前に読み込みができてなくて申し訳ありません。ブラジルでも日本の取り組みに対する関心が大変高く、滋賀県の取り組みとか、あるいは防災マップに対する取り組みに関する質問をいただきました。

その防災マップについてコメントですけれども、この6ページのところは、要援護者に配慮した避難勧告云々という指標ですよ。しかし、この中に書いてあること自体には要援護者に特化したことが全然出てこない。ですので、これは少し変えていただいた方がいいかなと思います。要援護者について点検の進んだ部分がどんな部分だったのかが分かる記述にさせていただくとよいと思います。

また、厚い方の冊子を見ますと、まるごとまちごとハザードマップが何カ所にできましたよとかいろいろ書いてある。これ、全部作ったら何カ所になるのかという想定はあるんですかね。つまり、何分の何進んでますっていうのがあるとなすごくいいなと思うのです

が。これは何ごとに作っているのかよくわからないんですけども、全体の数があるのであれば、何分の何進んだっていうのを是非入れていただきたい。

それから、自治体ごとにかなり取り組みに差があるわけで、お作りになるのは基礎自治体さんですけど、国の取り組みでこのマップの作成が、どう進んだかというのが進捗点検では重要だと思うんです。たくさん作成されている地域は、水害が多い地域だから関心が高く進んでいるということなのか、そういうことが主要因なのか。それとも、そうでもないところでも逆に進んでいるところがあるのか、あるいは水害に見舞われる率が高く緊急性が高いのに、なかなか取り組みが進んでいない地域があるのかとか、そのあたりはもうちょっと書き込めないのかということがコメントです。

それからそういう意味でいうと、こっちの短い冊子の方の7ページ目も、地下空間の方ですけども、最近の名古屋の例を見ても大変重要な取り組みだと思うんです。去年法改正ということですから、まだ今年はお出さないのかもしれませんが、例えば、今年どれくらいのところ避難確保計画の策定をしているのかということについて、来年度以降で結構ですけども、数値を入れていただくと大変ありがたいと思います。

逆に、全部何でも数値を入れればいいのかというと、先ほど話に出た22ページのあたりは、量だけだと、先ほどいろいろ議論されたような総合配慮事項というのが入ってこないもので、そこでは何がクリティカルなのか、環境なら環境でもいいんですけども、それについて、配慮できたこと、配慮できなかったことというのが分かるような典型的な例が一個でもいいから、こちらの方は逆に量や数値だけではなくて、特性がわかるような記述が入ればありがたいかなと思います。

以上です。

○中川委員長

事務局いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

まず、まるごとまちごとハザードマップは、実施市町村でしたら出せるんですけど、これは各地域ごとに公民館とか小学校に出されている地域もあれば、電柱みたいなどところに張り出しておられる地区もありまして、それは、地域が表示がしやすいというか、できる場所でそうやって地域に出して、どこまで水位が来たかということを表示しています。また、よく言われるんですが、何年もすると風化しますので。そういうようなことを防ぐためにということで、管理とか提供場所は市町村で、我々で看板は作らせていただい

るんですけど、ここに必ず、例えば小学校に必ず入れなければいけないとか、あるいは公民館があれば入れなければいけないというふうに縛っていくものじゃなくて、地域が出しやすい、あるいは出して欲しいところに地域でやっていただいています。ですから、実施市町村数で何割やり始めた市町村がありますという形だと何割と出せるんですけど、この数のベースはそういう意味で、多種多様なのでそれを全部ベースに入れてしまいますと、ちょっとそれは変と考えています。

○大久保委員

マイ防災マップだといけるんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

マイ防災マップも、これも例えば京田辺市何々区と書いてあるやつは自治体の連合会なんです。長岡京市は自治会みたいなのでやられたので、やっぱり地域でまとまって作りたいたいところもあれば、個々でやりたいというのもあります。市町村でそういう意欲の高いところがありますかと聞いたときに、何々区というのはこの中に、区というのは自治会連合会みたいなそういう昔の固まり、いわゆる昔の集落の固まりみたいな、少し広い範囲ですので、市町村に聞けば、どの単位でやりますかと聞けば、ある程度はカテゴライズしてくれるかもしれませんが、なかなかやっぱり難しいと考えています。また、先ほど委員がおっしゃった中では、そういう意味では京都府域は非常に進んでおりますけど、大阪府域はなかなか進まない。やはり、それは当然、安全性の差もあります。ただ、大阪なんかでも徐々にそういうことをやっていきたいと思いますというようになっています。だから、さっきの手引書とかいろんなものも作りながら、みんなで一緒になって是非やっていきたいと思います。今やっぱり課題になっているのが、大阪府域ですと外水も当然ありますけど、概ね200分の1程度、ものすごく安全度、全国的にも高いものですから、ただ、被害は出ていないわけじゃなくて、内水という部分も非常に大きい部分で出てきていますので、そういうところをどういうふうにしましょうかみたいなことも、新たな課題として出てきたりもしていますので、そういうのも考えながら進めているというのが実態です。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

すいません。一言で言うと、目標とか分母、書けるものと書けないものがあるのですが、書けるものについてはご指摘も踏まえてなるべく書き込んで、全体の中の進捗率どのぐらいあるのかとよく分かるような形でしていきたいと思います。

○大久保委員

今で言うと、面積のカバー率というのは難しいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

森林とかあって関係ないところもありますから。

○大久保委員

必要なところのカバー率とかでも。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

委員ご指摘の趣旨はよく分かりますので。数字だけ見せられてアウトプットで幾つだと言われても、だから何なのということであると。

○大久保委員

そうそう。進んでいるのか進んでいないのかよく分からない。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

よく分かります。それぞれどういうことができるのかということで、工夫をしたいと思っています。

○中川委員長

そういうところに基本的には、要避難者っていうけども、うちは関係ないよみたいな、要するに思う人と、いやうちは危ないんだと思う人と、いろいろいらっしゃいますよね。最初のどういうところが対象になるのというようなところが、そういうところをどれだけ作らないといけないの、そのうちの幾らできたのという、結局その話ですよ。そういうのは普通、計画的に最初にないといけないのではないですか。自治体の話だからあなたたちに言ってもしょうがないわけね。だけど、しようと思うと指導はできますよね。だから、結構難しいということですかね。そういう格好でまとめるというのは。今おっしゃったようなことを、ここに書いといてもらえると我々も同じような質問をしないんでね。書いといてください。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

はい。

○中川委員長

ここは数値を書いしまうと、何か全部やっつけらるみたいに思いますね。指導して。ですよ。

それと、地下空間で所有者がいろんな対策とか訓練とかしなければならいんだけど、どれぐらいそれを計画しているのかという質問がございましたけども。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

これもちょっと、地下としてはそれほどないので、これは調べれば分かると思います。

○中川委員長

分かりますよね。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

はい。

○中川委員長

それがどれだけ実施したかとかですね。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

はい。

○中川委員長

恐らく、桂川系は余りないのかもしれませんが。あるかもしれませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

鴨川ですとございます。だから、流域としてはございますので、京都市、大阪市、大阪府とはお話しさせていただいております。

○中川委員長

地下空間もそうだけど、例えばアンダーパスというののああいう低いところの浸水みたいな、ああいうのは入ってましたっけ。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

いや、これは入っていません。

○中川委員長

入ってない。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

はい。アンダーパスは入っていません。

○中川委員長

最近かな、これ、そういう意味では。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

道路サイドなんかだと、やっぱりそれで浸水して亡くなられたりしたので、いろんなそういうことで取り組みはされているとは聞いています。ポンプで上げるとか、表示をするとかというようなのは聞いていますが、水防法の改正とはちょっと違います。

○中川委員長

違うね。もう一つ、最後に大久保委員ご質問ありましたね。

○大久保委員

要援護者に特化した記述はないんですかというのが、その前で、あとは定性的な話が最後です。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

そういう意味で言いますと、さっきの取り組み事例というのはまさに要援護者を何かしているというか、そういう観点で取り組みをしているような市町村の事例とかも、まず集めてみましょうと。要援護者というのは、個人情報壁でなかなか動きが取れないというのが多いので、まずは、そういうのをやっているいい事例があれば、他も含めて1回まとめてみたということです。なお、要援護者に特化した記述になっていないので、相談して修正します。

○大久保

最後は、量だけでなく定性も入れられる部分がある。22ページとかですね。ここは量も入ってはいなくて、箇所が入っているんですが、点検結果として、「整備を着実に進めている。」になっている。こういうのは多分、数値を書いてくださいと言えば、これだけ掘削しましたと、掘削量としてこうだとか何カ所とかいったことが出るんでしょうけれど、そういうことだけでは、総合的なものが出てこなくなる。こういうところは逆に数値化だけではなくて、定性的な特出しの記述もできれば、入れてもらった方がいいかなということですね。

○中川委員長

そういうことですね。いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

先ほどの質問と同じだと思うんですけども、全体のある一定期間の目標の中で、どのくらい進んでいるのかということが分かる方が望ましいということですので、定量的なのかあるいは定性的なのかということもあるし、項目によって、できるものとできないものがあるかもしれないですけども、なるべくそういう委員ご指摘のような趣旨になるように、それぞれの項目でちょっと検討というか工夫を考えてみたいと思います。

○中川委員長

よろしく申し上げます。都道府県の河川整備計画だと、よく何キロメートル整備しない

といけないうちの何キロしかできてないとか、そういうなのもありますよね。具体的に言えば、そういうものはできるけれども、定性的にしかできないものもあるけど、できるものはなるべくしてくださいというお話です。他。

竹門先生ですね。はい、どうぞ。時間、大分回っていますので。

○竹門委員

2つだけ質問させてください。1つは、最初のページの危機管理体制のところ、先ほどこらご議論のあるハザードマップ等を作成するに当たって、淀川水系の中の直轄区間については、そのエリアの自治体との連携というのが問題なり評価対象になっているわけです。ところが桂川の場合には、京都府の河川管理区間が面積的に非常に大きいわけです。例えば、ハザードマップ等を集約して評価するという場合に、直轄区間だけでいいのかと。同じ桂川流域の中の京都府の管理区間については、もちろん京都府が責任を持ってやるわけですが、直轄区間の中でも実際に作っているのは各自治体ですから、京都府の管理区間であっても図式的には余り変わりはないと思うんですが、淀川水系と考えたときに、自治体の区間の危機管理体制を顧みなくてもいいのかという質問ですね。つまり、それらを集約して、淀川の中で桂川流域の状況を合わせて整理する必要はないのかというのが1つ目の質問です。

もう一つは、似たようなものですが、今度は上下流バランスの観点からすれば、府の管理義務も無視できない。治水上の体制からすれば当然、連携プレーでやっていることになっているわけですが、進捗点検ではそういったところの現状評価が全然出てこないわけです。仕組みとしては、府が直轄区間との間での治水の対策の現状を鑑みて、上を触るんだったらバランスよくということになっているわけですが、そのあたりの現状がどうなっているのかというのは、点検項目には加えなくてよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

法体系上で申しますと、今、京都府においても桂川の上流域については、府が河川整備計画を作ることになっておりまして、それは府の方で責任を持って委員会等はやられて、策定されます。その計画は今、検討中のございまして、当然その策定に当たっては上下流バランスという観点から我々の方とも、当然、調整は実施してございます。保津峡という狭窄部はあるにせよ、上流でオーバーフローした、いわゆる下が受け切れない規模で改修していただくわけには、やっぱりそれは上下流バランスという観点、あるいは川の場合でしたら左右岸バランスという観点がありますので、計画論的に申しますと、そういう上流

域、府の方で計画を作られていく過程の中で、きちっとそういうバランスは調整させていただきます。ですから、河川整備計画は、上流域については京都府の方で責任を持って今、ご検討中というふうに聞いております。

○竹門委員

2つ目の質問だったわけですが、それについては淀川水系の河川整備計画の中では、要請とか要望とか目標とか、そういったことはこちら側から言うことはないんですか。向こうから出てきた計画を見て意見を言うだけですか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所長 田井中）

河川整備基本方針という全体の方針については全域で作っておりますので、その中の段階的な整備計画ですから、それは上下流のバランスをしっかりと取っていただくと、府が整備される場所について例えばここまでしないといけないとか、そういうことまでは我々としては申し上げられない。例えば、我々の整備を超えてすごい整備を同じ期間にしますという、上下流のバランスを崩すんで、それについてはバランス上のチェックはさせていただいた上で、やはり管理者は京都府でございますので京都府の方で責任を持ってお作りいただくというのが、今の法制度的な位置付けになります。ただ、その前に河川整備方針という全体の方針は、国の方で全域を包含するような形で作らせていただいているということです。

○竹門委員

ハザードマップの方は集約することは特にないと。

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川調査官 笠井）

今、竹門委員の方から、国が管理している河川と中小の府なりあるいは準用河川と、市が管理している河川のこともあると思いますけれども、そういう議論は確かにあって、住民の目線から見たときに、今、私自身のところに起きようとしているハザードは、どこが原因となって起きるハザードなのか、そのレベルはどう違うのかということ、しっかり分かるようにしないといけないという議論は確かにあります。これは今、河川と河川の話をしてきましたが、河川のみならず、土砂災害や沿岸の方で言ったら津波とか高潮みたいなハザードのこともあります。ですから、そういうものをいかに住民一人一人の方が、自分が我が家で負っているハザードというのは、どういうものを負っているのか、今起きている現象に対してどのハザードマップを見ないといけないのかということ、しっかり分かるようにしないといけないというのはあって、これは淀川だけの問題ではなくて全国

的な問題だと思っています。

最初に避難勧告、避難指示等の発令の話も少し議論ありましたが、そういうものの発令基準を、これから市町村もより確度を上げていくという取り組みをしていって、その中で国とか自治体とかも入って発令基準等を策定していくとありますから、そことも関係する議論で、住民一人一人の目線に立ったときに、今起きている危険度がどういうものなのかということ、いかに分かりやすくしていくかというのは行政全体の課題だと思います。また、受け手側の住民の皆さんの意識をどう持ってもらうかということも、同じような問題だと思います。そういう中で、ハザードマップ自体を統合化していくという議論もあるんですけども、なかなか進んでいないのが実情ということで、現状そういうことになっています。

○竹門委員

そういう意味では、将来的な整備計画の中に、そういった統合的な取り組みを進めことというのが入っていてもいいのかもしれないですね。

○中川委員長

よろしいでしょうか。あと、何かこれだけは言っておきたいということがございますでしょうか。

今日は桂川の治水に対する進捗点検ということでございますけども、いろいろ委員の皆様方から意見が出ました。また、質問に対して、事務局からも答えられる範囲でちゃんと回答をしていただいたと思います。また、我々の意見を取りまとめていただいて、どういふふうに対応するのかというような対応表も作成していただいて、また次回の委員会で確認したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方にお返しします。15分超過しました。申し訳ございません。

3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川計画課課長補佐 成宮）

どうもありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめて、各委員にご確認をいただいた後にホームページで公開させていただきます。

次回委員会の日程につきましては後日、調整させていただいた上、決定させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで平成26年度淀川水系流域委員会専門家委員会の第1回を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 5時15分 閉会]